

## 女性差別撤廃委員会 40 周年記念

パトリシア・シュルツ（名誉博士）

元女性差別撤廃委員会委員、国連社会開発研究所シニア・リサーチ・アソシエイト

訳：岡田仁子

### <プロフィール>

スイスの弁護士（ジュネーブ弁護士会）。マダガスカルの ILO 事務所で勤務後、ジュネーブ大学法学部で憲法、公法および行政法の講師。1994 年から 2010 年、スイス連邦ジェンダー平等事務局（FOGE）の局長を務め、国連（女性の地位委員会）においてスイスを代表し、第 4 回世界女性会議（1995 年北京）および欧州評議会のジェンダー平等に関する閣僚会議に代表団を率いた。国連女性差別撤廃委員会では 2 期委員を務め（2011 年～2018 年）、委員会の報告者と、個人通報および作業方法に関するそれぞれの作業部会の部会長を務めた。ジェンダー平等および差別禁止についての講演および論文が多数ある。

“Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women and its Optional Protocol, A Commentary (女性差別撤廃条約と選択議定書：注解) 2nd ed.” P. Schulz, R. Halperin-Kaddari, B. Rudolf, M. Freeman, Oxford University Press, 2022 年出版予定) の共同編者。ベルン大学、ジュネーブ大学の名誉博士号。

『国際女性』36 号の女性差別撤廃委員会 40 周年記念に寄稿させていただくのは非常に光栄である。国際女性の地位協会の編集委員会、および川眞田嘉壽子編集委員長にこの機会をくださったことをお礼申しあげる。

### A. はじめに

40 年の間、委員会は現在 189 カ国<sup>1)</sup> になる女性差別撤廃条約を批准した締約国における同条約の実施を様々な方法でモニターしてきた。第一に、原則として毎年 3 回のジュネーブで開催される会期において 24 カ国の報告を、これらの国の代表団と建設的対話を行い、審議する。委員会の利用できる情報に、国連機関や市民社会組織を含む他の情報源が補完する。委員会は続いて、各国  
国際女性 No. 36 (2022)

家に対し、それらによる条約の適用を助ける目的で、詳細な総括所見および勧告 (COs) を採択する。第二に、委員会は一般勧告 (GRs) を採択する。まもなく委員会は先住民族女性に関する一般勧告 39 号を採択する。GRs は全ての締約国（および民間部門を含む他のステークホルダー）に対し、ガイダンスを提供する。第三に、選択議定書が 2000 年に発効して以来、現在 114 カ国によって批准されているが<sup>2)</sup>、委員会は個人通報（女性、または女性の少人数の集団からの締約国が条約を違反したという訴え）を検討し、女性の権利の重大または制度的な侵害の場合、調査を行う。この二つの制度は、これらの状況の掘り下げた分析により、委員会に対して影響を及ぼすことができるようになった。

委員会の一貫した役割を示すために、委員会による条約の解釈、条約の意味の定義と女性の人権に関する国際基準の策定への貢献の例を取り上げた(B)。また、委員会の直面する課題(C)に言及し、結論を述べる(D)。

## B. 条約を解釈するという委員会の中心的役割

### 1. 性、ジェンダーと交差性

条約の文言は、禁止される差別の事由として性しかあげていないが、委員会は女性が女性の生物学的差異に基づいてだけでなく、一般勧告 28 号で述べたように、そのジェンダーに基づいても差別され得ることを認めた<sup>3)</sup>。委員会はまた、女性が差別の複合的形態を受け得ると述べた。現在、この差別の形態は交差性という用語の下で取り組まれ<sup>4)</sup>、女性が、彼女の性および・またはジェンダーに基づいてだけでなく、性的指向および性自認、人種、民族性、難民または移住者の地位、階級、カースト、宗教、年齢、健康などに基づいて差別される状況を分析する。

### 2. 沈黙から慣習国際法へ：女性に対するジェンダーに基づく暴力の禁止

条約の進歩的な解釈により、委員会は、国内および国際レベルでの女性と少女に対する暴力の扱いの進化において中心的役割を担ってきた。委員会は当初より締約国との対話において暴力を取り上げてきた。1989 年、委員会は締約国に、暴力の状況（立法、実践的措置、シェルター）および統計を提供するよう要請した（一般勧告 12 号）。締約国はそれに応じた。1992 年、一般勧告 19 号において、委員会は、大胆にも、女性に対する暴力は差別の一形態であり、したがって条約によっ

て禁止されると確認した。このことによって、問題は女性の権利に関する議論の前面に位置付けられ、暴力の形態として、人身売買と売買春による搾取だけを取り上げる条約の沈黙を是正した。夫が妻に強いる性関係は夫婦間レイプにあたり、レイプおよび他の性虐待の中心的基準は同意の欠如である。一般勧告 30 号は、締約国に、条約から生じる全ての義務を、紛争状況においても尊重しなければならないことを想起させる。庇護希望者・難民・無国籍女性に関する一般勧告 32 号、農村女性に関する一般勧告 34 号および教育に関する一般勧告 36 号は、これらの分野において権利を尊重し、保護し、充足する国家の義務を詳細に述べる。2017 年、委員会は一般勧告 35 号において、暴力の分析を更新した。そしてその進化をたたえ、「25 年以上もの間、締約国は実践において委員会の解釈を支持してきた。法的確信（*opinio juris*）と国家の慣行により、女性に対するジェンダーに基づく暴力の禁止が慣習国際法の原則に進化したことを示唆する<sup>5)</sup>。」委員会の先駆的な活動は非常に完成された枠組みに進化し<sup>6)</sup>、ジェンダーに基づく暴力に関する地域的な条約や国内立法に影響を与えた。

### 3. セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

委員会は各締約国に対してこれらの問題を取り上げる。状況に応じて、委員会は人工妊娠中絶の合法化／非犯罪化、情報および有効な避妊具、およびさらに必要なすべてのヘルス・サービスへのアクセス、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに対する予算の増額の必要性を取り上げる。一般勧告 35 号およびある調査において、委員会は国家の義務についても一歩踏み込み、

「強制不妊措置、強制人工妊娠中絶、強制妊娠、人工妊娠中絶の犯罪化、安全な人工妊娠中絶および／または中絶後のケアの拒否または遅滞、妊娠の強制継続、およびセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス情報、製品およびサービスを求める女性および少女の虐待または迫害は、ジェンダーに基づく暴力の形態であり、状況に応じて拷問、または残虐、非人道的または品位を貶める取り扱いに該当し得る<sup>7)</sup>」と述べた。

#### 4. 形式的平等から実質的平等へ：公的生活への参加およびケア経済

委員会は国家に対して、女性の公的生活、経済および政治への参加、およびよりバランスのとれたケア経済の必要性に向けて要求を漸進的に強化してきた。条約のその他すべての分野と同様に、形式的平等（立法による女性と男性の同一取り扱い）では不十分であり、国家は、実質的平等つまり現実の生活において平等を達成するために、立法や予算を含む措置をとらなければならない。国家は女性の経済的自立と公的生活への平等な参加の主要な障壁である、労働のジェンダー分業とそこから生じるジェンダー間のケア格差<sup>8)</sup>を克服しなければならない。委員会は、当初クオータを含む義務的措置に対して慎重であったが、現在は、国および国内のレベルにおいて意思決定権が平等に共有されるよう、締約国に対して、議会、行政府、行政、司法、高等教育を含む教育および研究機関などにおける女性の参加についてパリティ（男女同数）を目指すことを勧告している。民間部門についても同様である。

#### C. 実務上の困難とバックラッシュ

1982年以降、財政および人材資源の不足が他

の条約機関と同様、委員会をも悩ませた。人権高等弁務官事務所は、報告、個人通報および調査を迅速で効率的に処理するために必要な支援を提供することができない。そのため、委員会は、条約の下で女性および少女が受けるはずの保護を完全に提供することを妨げられている。

加えて現在、（有力な）国や他のステークホルダーが人権の普遍性に異議を唱え、多国間主義と民主主義を攻撃し、家族と女性の役割についての非常に保守的な見解を促進し、人工妊娠中絶および同性愛関係を犯罪化する文脈の中で委員会は活動している。委員会は、市民社会、特に女性の人権擁護者や活動家に対する脅迫や暴力に対して取り組むことが増えた。委員会はまた、COVID 19 パンデミックによる、ジェンダー格差、貧困の拡大、および過去 20 年に得られた進歩の後退、およびジェンダーに基づく暴力の増大を扱い、国家に対してその義務に関して勧告する。

#### D. 結論

直面する障壁にも関わらず、委員会は強力なアクターであり続け、人権としての女性の権利について進歩的な解釈を提供する。委員会は、紛争の増加、COVID 19 パンデミック、環境破壊、気候変動および世界的なジェンダー不平等と貧困などの新しい、または根強い差別の形態を扱う。委員会は、国連機関、国内人権機関および市民社会組織などのステークホルダーとの緊密な協力と委員のコミットメントによって、一条約機関制度全体が、財政および政治圧力によって将来根本的に修正されない限り—この役割をこのまま続けていくことができるだろう。<sup>1)</sup>

- 
- 1) 2022年8月3日現在。  
<https://indicators.ohchr.org/>
  - 2) 2022年8月3日現在。  
<https://indicators.ohchr.org/>
  - 3) 一般勧告28号パラグラフ5。「本条約は、性別に基づく差別のみに言及しているが、第1条ならびに第2条(f)及び第5条(a)では、ジェンダーに基づく女性差別についても規定していると理解することができる。「性別」とは、男女間の生物学的差異を意味する。「ジェンダー」とは、社会的に形成されたアイデンティティであり、男女の特性及び役割、さらに男女間における階層的関係や男性に有利で女性に不利な権力配分をもたらす、かかる生物学的差異の社会的・文化的意義に基づく。」(男女共同参画局訳)
  - 4) 前掲注3)パラグラフ18。
  - 5) 一般勧告第35号パラグラフ2。
  - 6) そのため一部の女性団体が女性に対する暴力に関する別の条約の採択を主唱していることは理解しがたい。
  - 7) 一般勧告第35号パラグラフ18；女性差別撤廃条約選択議定書第8条に基づく英国に関する調査。委員会報告パラグラフ41、65。
  - 8) 女性は世界中で、無償でほとんどの家事およびケア労働を提供し続ける。